



本号の内容

1. 海外トピックス：ミャンマー、ベトナム、台湾
2. 特集：インドネシアの最低賃金制度について
3. 最近寄せられた相談事例（Q&A）：タイ合併企業への出資について

1. 海外トピックス

📖 ミャンマー：外貨収入の強制兌換比率を 15%に引下げ

ミャンマー中央銀行（CBM）は1月1日、企業の外貨収入について、1営業日以内に現地通貨へ強制的に兌換する比率を 25%から 15%に引き下げました。残りの 85%については、1か月内であれば貿易取引への使用や第三者への売却が可能で、その際の換算レートには、CBM オンライン取引プログラムにおける為替レートを適用することが可能です。

📖 ベトナム：輸入食品に対する新管理令の施行が延期

ベトナム政府は3月20日、輸入食品管理に関する政令 46/2026/ND-CP の施行について、別の新法令公布まで延期する旨を発表しました。同政令は1月26日に施行され、認証機関による検査結果の提出や適用基準の届出を義務づけるなど、輸入通関の規制を厳格化しました。しかし、貨物の滞留など通関現場の混乱を受け、運用は停止していました。

📖 台湾：日本産食品に対する輸入規制を撤廃

台湾の衛生福利部は2025年11月21日、日本産食品への輸入規制を撤廃しました。これにより福島・茨城・栃木・群馬・千葉の各県産品に求められていた放射性物質検査報告書（認証機関または行政機関発行）は不要となり、全ての日本産食品に求められていた都道府県単位で確認できる産地証明書（国または地方公共団体発行）も不要となりました。

2. 特集：インドネシアの最低賃金制度について

インドネシアでは近年、オムニバス法の制定および関連政令の整備により、最低賃金の決定方法や制度運用に変更が加えられています。雇用関係に関する基本的な枠組みは、2020年のオムニバス法（雇用創出法）およびその改正を反映した政令2022年第2号が2023年より施行されています。最低賃金の算定方法等は、別途法令にて定められており、2026年の最低賃金については政令2025年第49号に規定されています。

本稿では、2026年の主要地域における最低賃金の水準を整理するとともに、制度の概要および最近の変更点について解説します。

(1) 2026年のインドネシア主要地域の最低賃金（UMP・UMK）について

インドネシアでは、州または県および市によって最低賃金が設定されており、それぞれUMP、UMKと呼ばれています。UMPは労働者に対する最低賃金水準の基準となるもので、インドネシア国内の各州知事が定めることになっています。UMKは、各県・市に関する統計データ等の状況を鑑み、州知事が定めることができると規定されており、UMPよりも高い金額で設定されます。

主な地域の最低賃金推移 ※1 IDR=0.0094円（2026.3.30）

州・地域	区分	最低賃金（ルピア）			前年比上昇率			2026年 円換算額※	
		2024年	2025年	2026年	2024年	2025年	2026年		
ジャカルタ特別州	UMP	5,067,381	5,396,761	5,729,876	3.4%	6.5%	6.2%	53,861	
西ジャワ州	UMP	2,057,495	2,191,232	2,317,601	3.6%	6.5%	5.8%	21,785	
	ブカシ市	UMK	5,343,430	5,690,752	5,999,443	3.6%	6.5%	5.4%	56,395
	ブカシ県	UMK	5,219,263	5,558,515	5,938,885	1.6%	6.5%	6.8%	55,826
	カラワン県	UMK	5,257,834	5,599,593	5,886,853	1.6%	6.5%	5.1%	55,336
	バンドン市	UMK	4,209,309	4,482,914	4,737,678	4.0%	6.5%	5.7%	44,534
バンテン州	UMP	2,727,812	2,905,119	3,100,881	2.5%	6.5%	6.7%	29,148	
	タンゲラン市	UMK	4,760,290	5,069,708	5,399,406	3.8%	6.5%	6.5%	50,754
	タンゲラン県	UMK	4,601,988	4,901,117	5,210,377	1.6%	6.5%	6.3%	48,978
東ジャワ州	UMP	2,165,244	2,305,985	2,446,880	6.1%	6.5%	6.1%	23,001	

（出所）政府発表等により信金中金作成

(2) 自動車産業などの「業種別最低賃金（UMSK）」について

本政令において、2020年オムニバス法の施行以降で初めて、州・県・市別の業種別最低賃金（UMSK）を州知事が定めることが規定されました。UMSKはUMPを上回ることが規定されています。

主な地域における自動車産業関連の最低賃金 ※1 IDR=0.0094円（2026.3.30）

地域	対象業種別（抜粋）	最低賃金（ルピア）		上昇率	2026年 円換算額※
		2025	2026		
ブカシ市	四輪以上の自動車産業等	5,717,470	6,028,033	5.4%	56,664
ブカシ県	四輪以上の自動車産業等	5,584,611	5,941,759	6.4%	55,853
カラワン県	四輪以上の自動車産業	5,625,882	5,919,371	5.2%	55,642
タンゲラン市	化学、金属、電子機器、輸送機器等	5,424,587	5,777,364	6.5%	54,307
タンゲラン県	パルプ、化学・製薬、自動車等	4,976,117	5,290,110	6.3%	49,727

（出所）政府発表等により信金中金作成

首都ジャカルタ近郊のブカシ県、カラワン県、タンゲラン県等には自動車関連の企業が集積しています。これら自動車産業等関連企業に対しては、UMK を上回る UMSK が設定されています。

(3) 最低賃金上昇率の算出方法について

2026 年の最低賃金は本政令の条項にもとづき、次の計算式で算出されています。

計算式：2026 年最低賃金 = 2025 年最低賃金 + (調整値 × 2025 年最低賃金)
※ 調整値：インフレ率 + (経済成長率(実質) × a)
インフレ率 → 州別の消費者物価指数上昇率(2025 年 9 月 前年同月比)
経済成長率 → 州別の実質経済成長率 (2024 年第 4 四半期～2025 年第 3 四半期の前年同期比)

a は数値で、従前は 0.1～0.3 でしたが、本政令より 0.5～0.9 へと大幅に引き上げられました。a は、地域の雇用吸収率や賃金中央値を考慮した上で、設定されています。なお、インドネシアの 2025 年 9 月における CPI の前年同月比上昇率は 2.65% で、2025 年通年の実質経済成長率は 5.11% でした。

(4) 最低賃金に関する罰則規定について

政令 2022 年第 2 号の第 185 条に、「最低賃金の規定に違反し、基準を下回る賃金を支払った者は、1 年以上、4 年以下の懲役、1 億ルピア～4 億ルピアの罰金の片方または両方が科せられる」と規定されています。最低賃金は、上述のように企業の所在する地域だけでなく、行っている事業内容によっても異なるため注意が必要です。なお、懲役刑となるのは、法人の代表者 (President Director) であると一般的には解釈されています。

(5) 現地進出信用金庫取引先企業からのヒアリング内容

(西ジャワ州所在企業)

- ・ 当社の事業は労働集約的であるため、物流コスト面で現状と差異が無ければ、今後最低賃金が低いエリアへの移転可能性はある。
- ・ 最低賃金の上昇は悩ましい問題である。ただし、現状は自社社員を育成することで生産効率が上がっているため、移転までは考えていない。

(東ジャワ州所在企業)

- ・ 当社所在地の最低賃金は、ジャカルタ近郊に比べると低い。しかし、優秀な人材は当地の最低賃金水準で確保するのは至難であるため、賃金水準の設定には常に気を使っている。

最低賃金については、最新動向の把握と適切な準備を行うことが、現地での円滑な事業運営に資するものと思料されます。本稿に関してご不明な点がございましたら、お取引のある信用金庫を通じて当部までお問い合わせください。

3. 最近寄せられた相談事例 (Q&A) : タイ合併企業への出資について

Q 取引先がタイでローカル企業との合併形態により飲食店を運営しています。このたび、現地での共同経営を打診されており、当該企業への出資を検討しています。現地での手続きおよび留意点について教えてください。

A タイにおいて外国企業が飲食業を営む場合、外国人事業法にもとづき、原則として外国資本の出資比率は50%未満（実務上49%以下）に制限されます。このため、現地企業との合併形態による進出が一般的です。

したがって、貴社が出資を行う場合には、当該出資比率制限を前提として、①既存株主からの株式譲渡による出資持分の取得、②合併相手のタイ企業と調整の上で出資持分の取得および増資手続きを行うことが考えられます。いずれの場合もタイ法にもとづく手続きが必要となるため、現地専門家への相談が推奨されます。

1. 株式の譲渡について

タイ法上、非公開会社の株式は会社の承認なく譲渡可能なため、当事者間で「株式譲渡証書」を作成する必要があります。当該証書には、譲渡当事者、株式数、株券番号等の記載が必要で、署名者については、少なくとも1名の証人による署名が求められます。実務上は、これに加えて詳細条件を定めた「株式譲渡契約書」（英文での作成）を締結することが一般的です。

なお、会社定款における付属定款において株式譲渡制限が設けられている場合、取締役会または株主総会の承認が必要となるため注意が必要です。

株式譲渡後は、会社備え付けの株主名簿の書換えを行い、商務省へ速やかに届出を行うことで第三者対抗要件が具備されます。

2. 留意点

タイでは株主の出資比率に応じて決議事項が異なります。基本定款・付属定款の変更や解散・合併などの事項は75%以上の出資比率を持つ株主の賛成が必要な特別決議事項です。取締役の選任および解任、取締役の報酬、配当支払いなどは普通決議事項となっており、過半数（50%）以上の出資比率を持つ株主の賛成が必要です。

飲食等のサービス業については外国企業の出資比率制限があるため、単独で経営支配権を確保することは困難です。このため、株主間契約の締結や取締役構成の設計等を通じて、実質的な関与およびガバナンスの確保をする取組みが重要です。

<編集・発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ
東京都中央区八重洲1丁目3番7号
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>
Tel : 03(5202)7674
Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。